

Ⅶ その他

1 国庫補助事業により取得した水道等施設の財産処分の取り扱いについて

1. 財産処分

補助事業により取得し又は効用の増加した財産（不動産及びその従物、取得価格50万円以上の機械、器具）を処分しようとする場合は、厚生労働大臣の承認が必要となるので、財産処分の承認が通知される前に財産を処分することがないように特に留意すること。

承認申請が必要となる処分とは、「補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保」とする場合であり、目的に反する使用とは、次のことをいう。

- ・老朽化等による構築物（取水施設、浄水施設、配水池等）の撤去、取り壊しをする場合
- ・老朽化または道路改良等による管路の更新（一時的に残置する場合を含む。）をする場合
- ・水源の変更、浄水方法の変更により施設（取水施設、浄水施設、配水池等）を使用しなくなる場合

ただし、簡易水道の拡張または統合により上水道になった場合で、当該水道施設はそのまま継続して使用する場合は財産の処分に該当しない。

また、認可上の予備施設として残す場合も財産の処分に該当しない。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

[昭和30年8月27日 法律第179号]

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

[昭和30年9月26日政令第255号]

（処分を制限する財産）

第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は次に掲げるものとする。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- (3) 前2号に掲げるものの従物
- (4) 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- (5) その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

○ 簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領

第19 財産処分

- 1 市町村は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格50万円以上の機械及び器具については、厚生労働大臣の定める期日まで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- 2 厚生労働大臣の承認を受けて1の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の一部を国庫に納付させることがある。

○ 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

第6（交付の条件）

5 財産処分の制限

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 厚生労働大臣の承認を受けて(1)の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

2. 処分制限期間

上記に該当する財産の処分であっても厚生労働省告示に定める期間を経過している場合は、財産処分の承認は不要となる。

○ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（抄）
 [平成29年10月19日 厚生労働省告示第205号]

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）の一部を次のように改正する。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間は、次のとおりとする。

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間(年)
水道施設整備費補助 水道水源開発施設整備費補助 水道施設災害復旧事業費補助	構築物	水道用のもの	取水施設	40
			導水施設	50
			浄水施設	60
			配水施設	60
			橋りょう	
			鉄筋コンクリート造のもの	60
			鉄骨造のもの	48
			木造のもの	18
			配水管	
			鋳鉄製のもの	40
			その他のもの	25
			配水管付属設備	
			えん提	
			鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	80
			れんが造又は石造のもの	50
			土造のもの	40
			貯水池	
			高架水槽	
			鉄筋コンクリート造のもの	40
			金属造のもの	20
			木造のもの	10
			さく井	
			電信電話線	
			その他のもの	
			鉄筋コンクリート造のもの	60
			コンクリート造又はれんが造のもの	40
			石造のもの	50
金属造のもの	45			
木造のもの	15			
機械及び装置	水道用設備	電気設備		
		汽力発電設備	15	
		内燃力発電設備	15	
		蓄電池電源設備	6	
		その他のもの	20	
		ポンプ設備	15	
		薬品注入設備	15	
		滅菌設備	10	
		通信設備	9	
		計測設備	10	
		計量器		
		量水器	8	
		その他のもの	10	
		荷役設備	17	
修繕検査設備	15			
その他のもの				
主として金属造のもの	17			
主として木造のもの	8			

3. 解体撤去

浄水場、配水池、量水器室などの構築物の用途を廃止するという財産の処分であっても、危険防止の観点から必ず解体撤去すること。

ただし、管路についてのみ、次の場合にあっては撤去が可能となるまでの間、モルタル充填をするなど生活環境に影響を及ぼさない措置をとった上で一時的に残置することが認められる。

- ① 地形上、撤去することにより災害が発生するおそれがある場合
- ② 交通量の多い道路などにおいて、他の道路工事と一括して工事を行うよう道路管理者から指導を受けた場合

4. 申請手続き等

財産処分の承認申請手続きについては、平成20年4月17日健発第0417001号厚生労働省健康局長通知に基づき行う。

5. 包括承認事項

次の財産処分であって厚生労働大臣等への報告があったものについては、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱われる。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの。
- (2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄

6. 承認基準

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金を国庫に納付する旨の条件）を付さずに承認される。

- (1) 包括承認事項
- (2) 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの
 - ア 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）
 - イ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付
 - ウ 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）
 - エ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

7. 財産処分納付金

地方公共団体が行う上記6以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件（財産処分納付金）を付して承認される。

(1) 有償譲渡又は有償貸付の場合

① 譲渡額を基礎として算定する場合

譲渡額又は貸付額に総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額を財産処分納付金額とする。

なお、残存年数納付金額を上限額とする。

ア 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

イ 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合

ウ 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

② ①以外の場合は残存年数納付金額を財産処分納付金額とする。

※残存年数納付金額とは、施設等は、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数又は貸付年数の割合を乗じて得た額。土地等にあつては、国庫補助額。

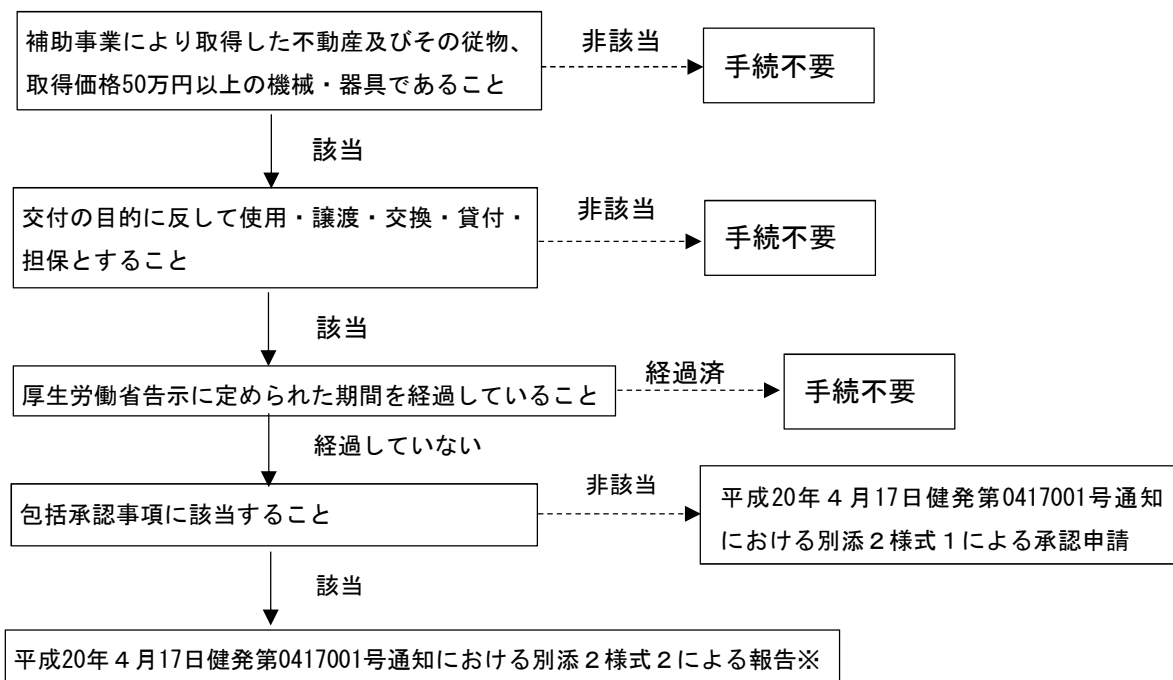
(2) 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

(3) 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

8. 手続フロー図



※報告前に処分することがないように注意すること

- ・承認申請等は処分予定年月日の1ヶ月前までに行うこと。
- ・申請書類の不備等について事前に確認を行うこと。
- ・簡水統合や広域化等により、補助対象財産を新たな事業体へ引き継ぐ場合も譲渡の手続は必要になる。

2 契約状況・請求予定報告

1. 契約状況報告

(1) 報告内容

補助事業に係る月ごとの契約額を補助金ベースで報告。

① 事務費については3月分に計上。

② 設計変更により契約額変更があった場合は、変更があった月で加算・減額すること。

(2) 報告方法

別紙様式をメールで提出（保健所経由）。

(3) 報告期限

年度当初に通知する毎月定められた日までに前月分を報告すること。

ただし、契約実績がない場合は報告不要。

(4) その他

可能な限り早期契約に努めること。

2. 請求予定報告

(1) 報告内容

補助金の請求予定額について月ごとに補助金ベースで報告。

(2) 報告方法

別紙様式をメールで提出（保健所経由）。

(3) 報告期限

年度当初に通知する毎月定められた日までに翌月分を報告すること。

ただし、請求予定がない場合は報告不要。

(4) その他

① 報告期限は厳守。遅れた場合、支払予算が確保されていないため、請求書の提出があっても支払できないので留意すること。

② 実際に請求する額を報告すること。

③ 請求が行えるのは交付決定後。

3. その他

補助金の不用額が発生しそうな場合は、その時点で速やかに環境政策課水道グループに連絡すること。実績報告提出時による事後報告とならないように留意すること。

(元号) 年度 ○○○○国庫補助金契約状況報告

(単位:円)

事業者名	地区名	事業名	補助率	工期	内示額 (A)	交付決定額 (A')	契 約 額										契約済額計 (B)	未契約額		備考
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月	
																	0	0	0	
																	0	0	0	
																	0	0	0	
																	0	0	0	

(元号) 年度 ○○○○国庫補助金請求予定報告

(単位:円)

事業者名	地区名	事業名	補助率	工期	内示額 (A)	交付決定額	請 求 額												請求額計 (B)	未支払額 (A) - (B)	備考
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
																		0	0		
																		0	0		
																		0	0		
																		0	0		

【入力上の留意事項】

- 注1 「額」については、いずれも補助金額ベースで記載のこと。
- 注2 ダム負担金、営農負担金事業については、原則、内示月に一括契約したものとして記載すること。
- 注3 事務費は最終月に計上すること。
- 注4 年度途中に内示額に変更があった場合は修正すること。
- 注5 補助金の請求は、交付決定前は出来ないものであること。なお、交付決定の時期は水道水源開発施設整備費(ダム負担金)事業を除き9月下旬以降の予定である。また、2月までの請求額は、内示額の9割以内であること。